

人間文化研究機構若手研究者海外派遣プログラム実施要項

平成27年12月9日

機 構 長 裁 定

平成28年10月17日改正

平成30年5月31日改正

平成30年11月19日改正

1 プログラムの目的

人間文化研究機構若手研究者海外派遣プログラム（NIHU Program for Young Researcher Overseas Visits）は、海外の大学等研究機関（以下「派遣先機関」という。）及び国際研究集会等に優秀な若手研究者を派遣することによって、基幹研究プロジェクトの推進に資するとともに、海外における研究等の機会（派遣先機関での調査研究、国際研究集会等での発表等）を拡大することを目的とする。

2 プログラムの運営

本プログラムは、人間文化研究機構総合人間文化研究推進センター（以下「推進センター」という。）が運営する。

3 派遣対象者

派遣される者は、基幹研究プロジェクトの参加者で、原則40歳未満、若しくは博士の学位取得後5年未満であり任期の定めのない常勤研究職の職歴が過去通算して5年未満の者とする。なお、本機構の有期雇用職員の場合は、派遣期間中に雇用期限が到来しないこととする。

4 プログラムの構成

本プログラムは、以下の2つの区分により実施する。

(1) 長期派遣プログラム（以下「長期派遣」という。）

調査研究を主たる目的に、原則1ヶ月以上6ヶ月以内の期間で派遣するもの。

(2) 短期派遣プログラム（以下「短期派遣」という。）

国際研究集会等での発表を目的に、原則2週間以内の期間で派遣するもの。

なお、長期派遣及び短期派遣ともに、プログラム実施年度の2月末までに帰国するものとする。

5 派遣先機関等

長期派遣の派遣先機関は、基幹研究プロジェクトのための交流協定等を有するものとする。ただし、交流協定等を有していない場合であってもその機関への派遣が、基幹研究プロジェクトの推進に資する旨、当該基幹研究プロジェクトの代表者が認める場合は、この限りではない。

短期派遣の派遣先となる国際研究集会等は、当該基幹研究プロジェクトの代表者が

基幹研究プロジェクトの遂行に重要かつ適切であると認めたものであり、派遣される者が first author として基幹研究プロジェクトの成果発表を行うこととする。

6 必要経費の支給

機構は、派遣される者に、人間文化研究機構旅費規程に基づき、旅費を支給する。ただし、本プログラムから支給する額は長期派遣1件につき100万円、短期派遣1件につき30万円を上限とする。

7 募集・選考・決定

本プログラムによる募集要項の策定及び募集、ならびに派遣される者の選考及び決定については推進センターが行い、申請は機関の長の推薦による。

8 派遣終了報告書の提出

派遣を終えた者は、派遣終了後1ヶ月以内に、派遣終了報告書を、機関の長を通じ、推進センター長に提出する。

9 本プログラムの研究成果の提出

長期派遣を終えた者は、派遣終了後3年以内に、本プログラムによる研究の成果を学術誌等に発表し、当該刊行物を推進センター長に提出する。

短期派遣を終えた者は、派遣終了後1ヶ月以内に、発表資料を推進センター長に提出する。

10 研究助成の表示等

長期派遣される者は、本プログラムによる研究成果を発表する際には、本プログラムにより助成を受けたことを必ず表示し、研究成果における Acknowledgement (謝辞) には、次のように記載する。

(和文) 本研究 (又は本研究の一部) は、平成--年度人間文化研究機構若手研究者海外派遣プログラムによるものです。

(英文) This research was supported by NIHU Program for Young Researcher Overseas Visits for the year of 20--.

なお、機構本部及び機関においては、ホームページや広報誌等において本プログラムによる研究成果を発表する場合には、その成果が本プログラムにより助成を受けたことを必ず表示する。

11 広報活動への協力

派遣される者は、機構本部及び各機関における本プログラムに係る広報活動等に協力する。

1.2 機構長への報告

推進センター長は、本プログラムの実施状況について、機構長に適宜報告するものとする。

1.3 庶務

本プログラムの庶務は、機構本部センター事務室が行う。

1.4 雑則

この要項に定めるもののほか、本プログラムの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成27年12月9日から施行する。

2 この要項中、「総合人間文化研究推進センター」及び「総合人間文化研究推進センター長」とあるのは、平成28年3月31日までの間においては、「総合人間文化研究推進センター設置準備室」及び「総合人間文化研究推進センター設置準備室長」と読み替える。

附 則

この要項は、平成28年10月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年5月31日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年11月19日から施行する。